

朝鮮
三、^{朝鮮}ソコト諸島琉球諸島その他連合国を領する領土に適用される。

三、^{朝鮮}ソコト諸島琉球諸島その他連合国を領する領土に適用される。

三、^{朝鮮}ソコト諸島琉球諸島その他連合国を領する領土に適用される。

三、^{朝鮮}ソコト諸島琉球諸島その他連合国を領する領土に適用される。

三、^{朝鮮}ソコト諸島琉球諸島その他連合国を領する領土に適用される。

四、船舶の乗員に属する事件においては日本政府及びその法律に

四、船舶の乗員に属する事件においては日本政府及びその法律に

五、この指令は日本領土及び領海内に遺棄された船舶についてはそれが

SACPIN 1927/12

引揚に属する覚書

一九四六年三月九日

一、一九四六年五月七日附一アイルランド A.G. 37 の 59 C.T.O

SACPIN 1927 号 連合国最高司令官からの右記首題に

二、右記第一項の参照覚書はこれ迄の附居書第八(廢止)を除いては

三、右記第一項の参照覚書の附居第六の條項は一九四六年一月十八

日附 A.G. 130 ESS/FIN SACPIN 1946 日本政府に

対する覚書首題が日本へ出入国の除携行する個人財産

に属する件によつて廢止された

引揚

一、此の覚書は引揚についての基本的指令である

a. 次に掲げる地域からの日本人の集団引揚

ソビエト社会主義共和国の領土

ソビエト社会主義共和国の統治下の領土

中華民国（滿州）を含む

その他のすべての日本人の個人及中華民国台灣朝鮮並に琉球

以前の本籍を有し日本に移動した人の個人の引揚に關するは

この條項については連合國最高司令部の他の指令に規定を以

ておこなふ

二、この覚書の附添書第八に列挙される覚書に合ふれば従来の

指令は此の指令によつて置き換へらる

三、日本政府は米第八軍司令部の監督を受け本指令の附添書日に

附添書

附添書第一

日本への日本人の集団引揚に關する一般方針及針

個人を含むその他の個人の引揚に關するは

この條項については連合國最高司令部の他の指令

に規定を以ておこなふ

附添書第二

引揚人運送のための日本国内收容所

附添書第三

日本への引揚及日本からの引揚

附添書第四

補給及輸送

附添書第五

医療及衛生上の措置

附添書第六

一九四九年一月十日付 SCAPIN 一九六六(A) 号

一三の ESSAN

日本へ出入国の除揚行を許される個人財産に關

する覚書によつて置き換へらる

附添書第七 雜件

附屬書第八 廢止される諸規程書
附屬書第一 一九四六年五月七日附 SCAP FN 十九三七フアイル十
ンバー A 九 三 七 〇 〇 五 九 C 十 D 引揚に關する日

本政府への規程書

日本への日本人の集団引揚及外国人をも含む其の他の個人の引揚條
項に關する一般方針 此の條項については連合軍最高司令部の他の
指令に規定される

次の方針は日本への日本人の集団引揚及外国人をも含む其の他の個人
の引揚に關する條項を左右する 此の條項については連合軍最
高司令部による他の指令には規定される

- 一 日本海軍艦艇及商船は最大限に活用すること
- 二 日本海軍艦艇及元來旅客輸送を目的としたもので現に内海
又は沿岸旅客輸送に必要でない日本商船は日本国民の引揚に
活用されるものとする

三 貨物船が輸送するものは貨物の輸送に關する限り引揚に
引揚人輸送するものとする 引揚人は該項に規定されている引揚港
(附屬書第一の第三項a) に向はれ貨物船以外に輸送することは
出来ない

- 四 日本政府は日本人乗組の船舶に對して可能な最大限の
航費、糧食の給与及補給を行はなければならぬ 此の
際は當該船長の署名ある規程書領收書によつて米、食糧、
は海軍或は外國の港に於ては外國政府からの燃料、糧食、
品及修理器材を入手することが出来る (附屬書第一の第三項b)
五 日本陸海軍各人の移動は第一として一般日本人の移動は第一とし
る 但し、關係地域司令部がその所管地域の事情により、
と認められた場合は例外も行はれることがある
六 引揚用艦船による輸送は日本側の引揚計画に於て、
向う者及日本より返去する者又はその他連合軍長官